

表 面

裏 面

- 1** 必要事項 … P.1 参照
 - 2** 収入金額等・所得金額 … P.2～3 参照
 - 3** 所得控除の内訳 … P.4～6 参照
 - 4** 所得のなかった方 … P.7 参照

現住所・1月1日現在の住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号等を記入してください。
※申告者本人の個人番号(マイナンバー)を記入し、次の①、②の書類をご提示ください。
(郵送申告の場合は、写しを添付してください。ただし、写しの返却はできません。)

- 1

2 収入金額等・所得金額

所得金額を下記の表のとおり計算し、収入金額・所得金額をそれぞれの該当欄に記入してください。

所得の種類（総合課税）			所得金額の計算方法	
①	事業	営業等	小売業、建設業など事業等から生じる所得	収入金額－必要経費
②		農業	農産物の生産、家畜の飼育などから生じる所得	
③	不動産	家賃、地代、権利金・礼金など		
④	利子	同族会社から発行した社債、国外預金の利子など ※国債や公簿公社債などの利子は分離課税所得	収入金額	
⑤	配当	株式の配当、証券投資信託の分配金など	収入金額－株式等を取得するために要した負債の利子	
⑥	給与	給料（アルバイト・パート代含む）、賞与など	収入金額－給与所得控除額※1	
⑦ 雑 ⑩	雑	公的年金等	厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など	収入金額－公的年金控除額※2
		業務	営利を目的とした継続的な副業収入など	収入金額－必要経費
		その他	個人年金、講師料など他にあてはまらない所得	収入金額－必要経費
⑪	総合譲渡	短期	土地・建物以外の資産を売って得た所得 ※短期譲渡…取得後5年以内の譲渡 ※長期譲渡…取得後5年を超えてからの譲渡	収入金額－取得・譲渡費用－特別控除額※3 （コ.短期譲渡収入）
		長期		$\frac{\text{収入金額－取得・譲渡費用－特別控除額※3}}{\text{（サ.短期譲渡収入）}} \div 2$
	一時	生命保険の満期受取金、賞金などの一時的な所得	$\frac{\text{収入金額－必要経費－特別控除額※3}}{\text{（シ.一時収入）}} \div 2$	

2

※「給与所得」「公的年金等雑所得」の計算方法については、次頁の表を参照してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	事業	農業	イ	
	不動産		ウ	
	利子		エ	
	配当		オ	
	給与		カ	
	雑	公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
	総合課税 譲渡	短期	コ	
2 所得金額	総合課税 譲渡	長期	サ	
	一時		シ	
	事業	営業等	①	
	事業	農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
	総合課税 譲渡・一時	合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合課税 譲渡・一時		⑪	
	合計		⑫	

上記の表を使って、
収入金額を所得金額に置き換えてください。

※1 「給与所得控除額」… 給与収入金額から、その収入金額に応じて差し引く金額。

※2 「公的年金控除額」… 公的年金等の収入金額から、その収入金額に応じて差し引く金額。

※3 「特別控除額」… 総合課税の譲渡所得の収入金額から計算上差し引く金額。

通常の特別控除額：50万円

（短期・長期両方の譲渡所得があった場合や、収用交換等特別な場合は、お問い合わせください。）

給与所得金額・公的年金等雑所得金額を下記の表のとおり計算し、申告書「2 所得金額」の該当欄に記入してください。

給与所得算出表

給与収入金額		給与所得金額	
1 円 から	550,999 円 まで	0 円	
551,000 円 から	1,618,999 円 まで	収入金額	－ 550,000 円
1,619,000 円 から	1,619,999 円 まで	1,069,000 円	
1,620,000 円 から	1,621,999 円 まで	1,070,000 円	
1,622,000 円 から	1,623,999 円 まで	1,072,000 円	
1,624,000 円 から	1,627,999 円 まで	1,074,000 円	
1,628,000 円 から	1,799,999 円 まで	(収入金額÷4)=(A) ※千円未満切り捨て	(A) × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 から	3,599,999 円 まで	(A) × 2.8	－ 80,000 円
3,600,000 円 から	6,599,999 円 まで	(A) × 3.2	－ 440,000 円
6,600,000 円 から	8,499,999 円 まで	収入金額 × 0.9	－ 1,100,000 円
8,500,000 円 以上		収入金額	－ 1,950,000 円

※ 給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。

- (1) 申告者本人が特別障害者に該当する
- (2) 23歳未満の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

(1)～(4)の該当者について、申告書「16 所得金額調整控除に関する事項」の該当欄に記入してください。

所得金額調整控除＝（給与等の収入金額－850万円）×0.1

- ・ 給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円
- ・ 控除額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

※ 給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。

所得金額調整控除＝（給与所得＋公的年金等雑所得）－10万円

- ・ 給与所得が10万円を超える場合、計算上使用する給与所得は10万円
- ・ 公的年金等雑所得が10万円を超える場合、計算上使用する公的年金等雑所得は10万円

公的年金等雑所得算出表

R3.12.31 現在の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得					
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額					
		1,000万円以下の場合		1,000万円を超え 2,000万円以下の場合		2,000万円を超える場合	
65歳未満 の方	1 円 から 1,299,999 円 まで	収入金額 — 600,000 円		収入金額 — 500,000 円		収入金額 — 400,000 円	
	1,300,000 円 から 4,099,999 円 まで	収入金額 × 0.75 — 275,000 円		収入金額 × 0.75 — 175,000 円		収入金額 × 0.75 — 75,000 円	
	4,100,000 円 から 7,699,999 円 まで	収入金額 × 0.85 — 685,000 円		収入金額 × 0.85 — 585,000 円		収入金額 × 0.85 — 485,000 円	
	7,700,000 円 から 9,999,999 円 まで	収入金額 × 0.95 — 1,455,000 円		収入金額 × 0.95 — 1,355,000 円		収入金額 × 0.95 — 1,255,000 円	
	10,000,000 円 以上	収入金額 — 1,955,000 円		収入金額 — 1,855,000 円		収入金額 — 1,755,000 円	
65歳以上 の方	1 円 から 3,299,999 円 まで	収入金額 — 1,100,000 円		収入金額 — 1,000,000 円		収入金額 — 900,000 円	
	3,300,000 円 から 4,099,999 円 まで	収入金額 × 0.75 — 275,000 円		収入金額 × 0.75 — 175,000 円		収入金額 × 0.75 — 75,000 円	
	4,100,000 円 から 7,699,999 円 まで	収入金額 × 0.85 — 685,000 円		収入金額 × 0.85 — 585,000 円		収入金額 × 0.85 — 485,000 円	
	7,700,000 円 から 9,999,999 円 まで	収入金額 × 0.95 — 1,455,000 円		収入金額 × 0.95 — 1,355,000 円		収入金額 × 0.95 — 1,255,000 円	
	10,000,000 円 以上	収入金額 — 1,955,000 円		収入金額 — 1,855,000 円		収入金額 — 1,755,000 円	

所得控除を下記の表のとおり計算し、申告書「4 所得から差し引かれる金額」の該当欄に記入してください。

控除の種類			控除額の計算方法																																											
⑬	社会保険料控除	前年中に支払った本人又は生計を一にする親族の社会保険料(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など)の金額	支払金額（＝控除額）																																											
⑭	小規模企業共済等掛金控除	本人が前年中に支払った小規模企業共済等掛金の金額	支払金額（＝控除額）																																											
⑮	生命保険料控除	前年中に本人または生計を一にする親族の生命保険契約や生命保険共済等の保険料を支払った場合	平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)で計算の仕方が異なります。※それぞれの区分ごとに計算してください。 ＜新契約＞ <table><tr><th>区分</th><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金 介護医療</td><td>～ 12,000円</td><td>支払保険料全額</td></tr><tr><td>12,001円 ～ 32,000円</td><td>支払保険料の合計額×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,001円 ～ 56,000円</td><td>支払保険料の合計額×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,001円 ～</td><td>一律28,000円</td></tr></table> ＜旧契約＞ <table><tr><th>区分</th><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="4">一般生命保険料 個人年金</td><td>～ 15,000円</td><td>支払保険料全額</td></tr><tr><td>15,001円 ～ 40,000円</td><td>支払保険料の合計額×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,001円 ～ 70,000円</td><td>支払保険料の合計額×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,001円 ～</td><td>一律35,000円</td></tr></table> ※各保険料控除の合計額が7万円を超える場合でも、生命保険料控除の限度額は7万円です。	区分	支払った保険料	控除額	一般生命保険料 個人年金 介護医療	～ 12,000円	支払保険料全額	12,001円 ～ 32,000円	支払保険料の合計額×1/2+6,000円	32,001円 ～ 56,000円	支払保険料の合計額×1/4+14,000円	56,001円 ～	一律28,000円	区分	支払った保険料	控除額	一般生命保険料 個人年金	～ 15,000円	支払保険料全額	15,001円 ～ 40,000円	支払保険料の合計額×1/2+7,500円	40,001円 ～ 70,000円	支払保険料の合計額×1/4+17,500円	70,001円 ～	一律35,000円																			
区分	支払った保険料	控除額																																												
一般生命保険料 個人年金 介護医療	～ 12,000円	支払保険料全額																																												
	12,001円 ～ 32,000円	支払保険料の合計額×1/2+6,000円																																												
	32,001円 ～ 56,000円	支払保険料の合計額×1/4+14,000円																																												
	56,001円 ～	一律28,000円																																												
区分	支払った保険料	控除額																																												
一般生命保険料 個人年金	～ 15,000円	支払保険料全額																																												
	15,001円 ～ 40,000円	支払保険料の合計額×1/2+7,500円																																												
	40,001円 ～ 70,000円	支払保険料の合計額×1/4+17,500円																																												
	70,001円 ～	一律35,000円																																												
⑯	地震保険料控除	前年中に本人または生計を一にする親族の地震保険料を支払った場合	<table><tr><th>区分</th><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">①地震保険料</td><td>～ 50,000円</td><td>支払保険料×1/2</td></tr><tr><td>50,001円 ～</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">②旧長期損害保険料</td><td>～ 5,000円</td><td>支払保険料全額</td></tr><tr><td>5,001円 ～ 15,000円</td><td>支払保険料×1/2+2,500円</td></tr><tr><td>15,001円 ～</td><td>一律10,000円</td></tr><tr><td>①・②両方ある場合</td><td>①・②で求めた控除額の合計</td><td>限度額25,000円</td></tr></table>	区分	支払った保険料	控除額	①地震保険料	～ 50,000円	支払保険料×1/2	50,001円 ～	25,000円	②旧長期損害保険料	～ 5,000円	支払保険料全額	5,001円 ～ 15,000円	支払保険料×1/2+2,500円	15,001円 ～	一律10,000円	①・②両方ある場合	①・②で求めた控除額の合計	限度額25,000円																									
区分	支払った保険料	控除額																																												
①地震保険料	～ 50,000円	支払保険料×1/2																																												
	50,001円 ～	25,000円																																												
②旧長期損害保険料	～ 5,000円	支払保険料全額																																												
	5,001円 ～ 15,000円	支払保険料×1/2+2,500円																																												
	15,001円 ～	一律10,000円																																												
①・②両方ある場合	①・②で求めた控除額の合計	限度額25,000円																																												
⑰	寡婦控除	夫と死別または離婚しており、右記の項目に該当する場合 ※下記のひとり親控除に該当しない場合	事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がおらず、次の(1)、(2)いずれかに当てはまる場合…26万円 (1)夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、申告者本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の人 (2)夫と死別した後婚姻をしていない人、または夫の生死が明らかでない一定の人で、申告者本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の人																																											
⑱	ひとり親控除	婚姻をしていないまたは配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、右記の項目に該当する場合	次の(1)～(3)の全てに当てはまる場合…30万円 (1)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない (2)生計を一にする子がいる（この場合の子は、前年中の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限る） (3)申告者本人の前年中の合計所得金額が500万円以下である																																											
⑲	勤労学生控除	大学・各種学校等の学生で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、その金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円																																											
⑳	障害者控除	申告者本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合	(1)障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1人につき…26万円 (2)特別障害者(身体1級・2級、精神1級、療育手帳A判定)1人につき…30万円 (3)同居している特別障害者1人につき…53万円																																											
㉑	配偶者控除	申告者本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合	(1)一般の控除対象配偶者…11万円～33万円 (2)老人控除対象配偶者(年齢70歳以上の方)…13万円～38万円 <table><tr><th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th></tr><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><th>220,000円</th><th>110,000円</th></tr><tr><td>一般</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>老人</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr></table>	納税義務者の合計所得金額					900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	220,000円	110,000円	一般	330,000円	220,000円	110,000円	老人	380,000円	260,000円	130,000円																									
納税義務者の合計所得金額																																														
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																											
		220,000円	110,000円																																											
一般	330,000円	220,000円	110,000円																																											
老人	380,000円	260,000円	130,000円																																											
㉒	配偶者特別控除	申告者本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合	<table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>480,001円 ～ 1,000,000円</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>1,000,001円 ～ 1,050,000円</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>1,050,001円 ～ 1,100,000円</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>1,100,001円 ～ 1,150,000円</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>1,150,001円 ～ 1,200,000円</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>1,200,001円 ～ 1,250,000円</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>1,250,001円 ～ 1,300,000円</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>1,300,001円 ～ 1,330,000円</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>1,330,001円 ～</td><td>適用なし</td><td>適用なし</td><td>適用なし</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	480,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,001円 ～ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,001円 ～ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円	1,330,001円 ～	適用なし	適用なし	適用なし
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																													
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																											
480,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円																																											
1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円																																											
1,050,001円 ～ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円																																											
1,100,001円 ～ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円																																											
1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円																																											
1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円																																											
1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円																																											
1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円																																											
1,330,001円 ～	適用なし	適用なし	適用なし																																											

控除の種類		控除額の計算方法										
㉓	扶養控除	(1)一般扶養親族(16歳以上19歳未満及び23才以上70才未満の方) 1人につき…33万円 (2)特定扶養親族(扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方)1人につき…45万円 (3)老人扶養親族(扶養親族のうち70歳以上の方)1人につき…38万円 (4)老人扶養親族のうち同居老親等(納税義務者またはその配偶者の父母などで同居を常況としている方)1人につき…45万円 ※平成24年度から年少扶養親族(16歳未満の方)は扶養控除の対象ではなくなりました。										
㉔	基礎控除	<table><tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>適用なし</td></tr></table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし
合計所得金額	控除額											
2,400万円以下	43万円											
2,400万円超2,450万円以下	29万円											
2,450万円超2,500万円以下	15万円											
2,500万円超	適用なし											
㉕	雑損控除	次の(1)、(2)いずれか多い方の金額 (1)(損害金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等×10%) (2)災害関連支出の金額－5万円										
㉖	医療費控除	(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－[(総所得金額等×5%)と10万円のいずれか少ない方の金額]…(限度額200万円)										
	※(1)・(2)の併用は不可	(支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円…(限度額88,000円)										

4 所得のなかった方

昨年中に収入のなかった方や、非課税所得のみの方は、申告書「17 昨年中に所得のなかった人」のいずれかの項目に○を付けてください。
※記入欄がある項目については、詳細を記入してください。

1. 扶養されていた場合（仕送りをされていた等）

2. 学生であった場合

3. 非課税所得（遺族年金、障害年金、傷病年金、失業保険等）により生活していた場合

4. 貯蓄により生活していた場合

5. 病気療養中であった場合

6. その他（1～5のいずれにも該当しない場合）

該当のある項目に○を付けてください。
（1の場合は、あなたを扶養されている方の住所・氏名・続柄を記入してください。）

17 昨年中に所得のなかった人

※該当番号を○で囲んで記入してください。

4

	下記の者に扶養されていた。（仕送りされていた等）
1	住所 _____ 氏名 _____ あなたとの続柄 _____
2	学生であった。 学校名 _____ 卒業予定 年 月
3	次の収入（非課税所得）により生活していた。 ☐ 遺族年金 ☐ 障害年金 ☐ 傷病年金 ☐ 失業保険（失業手当）
4	貯蓄により生活していた。
5	病気療養中であった。
6	その他（上記のいずれにも該当しない場合） _____